

教図企 第 1237 号

平成 20 年 11 月 25 日

横浜の図書館の発展を願う会

代表 溝井 正美 様

横浜市長 中田 宏



横浜市立図書館に関する公開質問状について(回答)

さきにご質問(平成 20 年 11 月 7 日)のありましたことについて、次のとおりお答えします。

横浜市立図書館の運営については、「横浜市立図書館のあり方懇談会」による提言を踏まえ、サービスの充実及び効率的な管理運営の実現に向けて検討を進めてまいりました。この提言および検討を踏まえて、民力の導入などによる管理運営手法の見直しにより、効率的な図書館運営を行うとともにサービスの向上を目指し、このたび、地域図書館 1 館(青葉区:山内図書館)に指定管理者制度を導入する案を教育委員会事務局としてまとめたものです。

今回の指定管理者制度導入(案)は、図書館への指定管理者制度導入についてさまざまな議論がある中で、まず図書館ニーズが高い地域で 1 館に導入し、その結果を検証したうえで次の段階に進めることを考え、立案したものです。指定管理者制度導入館も、公の施設として、中央図書館を中核とする市立図書館 18 館のネットワーク網を構成する一つの地域図書館として運営していきます。また、司書のサービスの質については、指定管理者の司書スタッフにより、地域図書館の現行サービス水準を引き続き維持します。その上で、中央図書館が長期的視野に立った管理運営を担うことで、蔵書構築の継続性や高度なレファレンスに対応できる安定的な図書館サービスの実施をバックアップしていきます。

なお、有料サービスについては事業者の創意工夫の下で提案されることを期待しています。学校との連携などこれまで行っているサービスについては、引き続きサービス水準を維持します。経費の削減額については、人件費を含めた事業費について算出したものであり、引継ぎ研修期間については、市民サービスに遺漏を生じないように、引継ぎ期間を十分に確保する必要があると考えています。長期的視野に立った計画的な蔵書等の収集や蔵書構築については、今までどおり中央図書館が担ってまいります。指定管理者の評価については、第三者評価を行うこととしており、指定管理者により運営される図書館については「評価委員会」を設置して評価を行います。

この指定管理者制度導入(案)については、今後、市会において条例改正の手続きを進めていく予定であり、市会により民意を反映した十分な議論と審議がなされるものと考えています。また、指定管理者制度導入(案)については、図書館のホームページに公表するなど、事業内容の公表にも努めています。ご意見については「市民からの提案」などにより常時受け付けております。

この旨ご了承いただき、貴会の皆様によろしくお伝えください。